

大田区認可外保育施設等保護者負担軽減補助金交付申請書

以下の事項に同意のうえ添付書類を添えて、本補助金の申請を行います。

【同意事項】

- 1 本申請の審査に必要な限度において、当該児童を監護し、かつ、生計を同じくする保護者の住民記録情報、外国人登録情報、税情報等を公簿等で区が確認すること。
- 2 児童の在籍に関することを、区が施設等に確認すること。
- 3 区が補助金額算定を行う際に、既に保護者が保育サービス課に提出している税資料等を、区が利用すること。
- 4 区は提出された申請書等を審査して交付額を決定し、交付額が請求額と異なることとなった場合、交付額を請求額とみなすこと。
- 5 交付額は、申請者(配偶者等を含む。)が利用施設・事業に納入した保育料及び食材料費の合計額と要綱に定める補助上限額を比してどちらか低い金額とすること。なお、保育料及び食材料費の合計額は、領収証兼提供証明書等により確認する。

【補助要件】

- 1 保護者と児童が大田区に在住し、かつ、住民登録があること。
- 2 負担軽減費分は、保育施設等と月120時間以上の月ぎめの利用契約を結び、保育の提供を受けていること。
(定期利用保育及びベビーシッター利用支援事業(ベビーシッター事業者連携型)は除く。)

【添付書類】

- 1 大田区認可外保育施設等保護者負担軽減補助金請求書
- 2 領収証兼提供証明書等 ※利用施設から交付されたものをご提出ください。
- 3 保護者(父母等)それぞれの前年度及び当該年度の住民税額が確認できる書類(合計所得金額と所得控除合計が確認できる課税・非課税証明書等)
※次の方は提出不要です。
 - (1)4月から8月の利用分を申請する場合:前年1月1日の住民登録が大田区の方
 - (2)9月から翌年3月の利用分を申請する場合:当該年1月1日の住民登録が大田区の方
 - (3)補助対象児童が施設等利用給付(無償化)の認定を受けている方
 - (4)補助対象児童が3歳児から5歳児クラスの方
- 4 ひとり親の場合、ひとり親であることを証明できる資料(児童扶養手当受給証書、戸籍謄本等)
※補助対象児童が施設等利用給付(無償化)の認定を受けている方は、提出不要です。

【注意事項】

- 1 「保護者が所得の申告を行っていない」「必要な税資料が提出されない」等、世帯課税額が当該年度の3月31日までに判明しない場合、補助は行いません。
- 2 申請内容に変更が生じた場合は、変更届を提出してください。

※ 枠内は訂正できません。

申請日

令和

年

月

日

申請者(保護者)	(フリガナ) 氏名	()		在園児との関係											
	生年月日	☐ 昭和 ☐ 平成		年	月	日									
	現住所	郵便番号													
	電話番号	自宅 携帯													
	配偶者の有無(※)	※配偶者欄は、補助対象児童が施設等利用給付(無償化)の認定を受けていない場合のみ記入してください。 ☐ 有 ☐ 無 (無の場合は、ひとり親であることを証明できる資料を添付)													
		有の場合	氏名	生年月日	年	月	日								
	振込口座カナ														
	振込口座名義	※ 申請者以外の口座名義を指定する場合は、委任状が必要です。													
	振込金融機関	☐ 銀行 ☐ 信用金庫 ☐ 信用組合		☐ 支店 ☐ 出張所		預金種目	☐ 普通 ☐ 当座								
振込金融機関コード					店番号				口座番号(右づめ)						

補助対象児童	(フリガナ) 氏名	()													
	生年月日	令和 年 月 日													
	子の順位(※)	第		子	(※生計を一にする子のうち、最年長の子どもから数えた順番)										

利用施設・事業	①		②	
---------	---	--	---	--

各期申請期限	
第1期(令和8年4月から6月分)	令和8年7月17日まで
第2期(令和8年7月から9月分)	令和8年10月16日まで
第3期(令和8年10月から12月分)	令和9年1月18日まで
第4期(令和9年1月から3月分)	申請書:令和9年3月31日まで その他:令和9年4月16日まで

区 処 理 欄	収受印

[参考]各月の補助金算出方法

- ★ 月途中で転出入があった方や月途中で施設等利用給付の認定期間が開始または終了した方は、補助上限額が日割り計算した金額となる場合があります。(本頁下部参照)

【証明書の交付を受けた認可外保育施設(認証保育所を含む)の利用者の場合】

1 施設等利用給付(無償化)の認定を受けている方

月の利用料と次の金額(補助上限額)を比較して少ない方の金額

◆0～2歳児クラス	80,000円	(内訳) 施設等利用費:42,000円 負担軽減費:38,000円
◆3～5歳児クラス	77,000円	(内訳) 施設等利用費:37,000円 負担軽減費:40,000円

2 施設等利用給付(無償化)の認定を受けていない方

月の利用料と下表の金額(補助上限額)を比較して少ない方の金額

◆0～2歳児クラス	80,000円	(内訳) 施設等利用費:0円 負担軽減費:80,000円
◆3～5歳児クラス	77,000円	(内訳) 施設等利用費:0円 負担軽減費:77,000円

【特定子ども・子育て支援施設(一時預かり事業、病児保育事業、子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート))の利用者の場合】

1 施設等利用給付(無償化)の認定を受けている方

月の保育料と次の金額(補助上限額)を比較して少ない方の金額

◆0～2歳児クラス	42,000円	(内訳) 施設等利用費:42,000円 負担軽減費:0円
◆3～5歳児クラス	37,000円	(内訳) 施設等利用費:37,000円 負担軽減費:0円

- ※ 施設等利用給付(無償化)の認定を受けていない方
本補助の対象ではありません

★ 次の場合は、補助上限月額が日割計算となります。

- 1 月途中で施設等利用給付認定の認定期間が終了する場合又は別の市区町村へ転出する場合
ただし、転出先住所地から負担軽減費と同様の補助金等の交付を受けられない場合は、負担軽減費の日割り計算は行いません。
- 2 月途中で施設等利用給付認定の認定期間が開始される場合又は別の市区町村から転入する場合
ただし、転入月末日分まで前住所地から負担軽減費と同様の補助金等の交付を受けている場合は、当該月は負担軽減費の交付対象としません。

【ベビーシッター利用支援事業(ベビーシッター事業者連携型)の利用者の場合】

1 課税世帯の方

月の利用料と次の金額(補助上限額)を比較して少ない方の金額

◆0～2歳児クラス	33,000円	(内訳) 施設等利用費:0円 負担軽減費:33,000円
-----------	---------	------------------------------